

[判例研究]

弁護士の債務不履行責任と弁護士賠償責任保険金請求の可否

日 野 一 成

■アブストラクト

本稿で考察する案件は、弁護士法人の代表弁護士が受任した交通事故損害賠償事件に関して、自動車損害賠償保障法16条1項の請求に関し、その時効についての誤認識の結果、委任契約上の債務不履行による損害賠償責任を認め自賠責賠償額支払相当3000万円で裁判上の和解を行い、弁護士賠償責任保険契約に基づく保険金請求訴訟を行ったものである。

第一審は、原告である弁護士法人の請求を認容したところ、控訴審では、控訴人である保険会社の主張が認められ、原判決が取り消された。本稿では、弁護士賠償責任保険の損害補償について、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為か否かが争われた最近の2つの裁判例を確認したうえで、両審における主たる争点に対する判断について、考察を行うことを課題としたい。

■キーワード

弁護士賠償責任保険、弁護士業務上の過失、自賠責被害者請求権の時効

目次

1. はじめに
2. 弁護士賠償責任保険の損害補償について、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為か否かが争われた最近の裁判例
3. 交通事故の和解を代理した弁護士の委任契約上の債務不履行と弁護士賠償責任保険契約に基づく保険金請求の可否 [大阪高判平成26年11月7日事

業再生と債権管理148号75頁]

4. おわりに

1. はじめに

弁護士賠償責任保険は、専門職業人賠償責任保険¹の一種で、弁護士の業務遂行に過失があり、依頼者等に経済的損害を与えた場合の法律上の賠償責任額をてん補する損害賠償責任保険である²。損害賠償責任保険の共通の機能であり、その最も重要な機能として、損害補償機能と防御費用補償機能³が認められるが⁴、これらは、保険事故により、保険会社が実際に保険金として被保険者に補償するものである。本誌前号では、防御費用補償機能に関する問題を考察したが⁵、本稿で考察する裁判例は、損害補償機能に関するものである。

¹ 専門職業人賠償責任保険とは、弁護士、公認会計士や医師といった専門職業資格を持つ専門の事業を営む者を対象とし、その業務遂行や被保険者が所有・管理する施設が原因となる偶然の事故により、第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合、被保険者が負う損害を填補する保険である。弁護士賠償責任保険以外に、公認会計士賠償責任保険、司法書士賠償責任保険、行政書士賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険などがある。

² 弁護士の責任について扱ったものとして、加藤慎太郎「弁護士の責任」川井建・塩崎勤編『新・裁判実務大系 専門家責任訴訟法』(青林書院、2004年)54頁。加々美光子「弁護士の責任」平沼高明先生古稀記念論集慣行委員会編『損害賠償法と責任保険の理論と実務』(信山社出版、2005年)239頁参照。

³ 山下友信『保険法』(有斐閣、2010年)422-426頁参照。損害補償機能とは、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する機能であり、防御費用補償機能とは、損害賠償責任に関する訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・調停・和解に要する費用などを填補するものである。

⁴ 拙稿「対人・対物賠償責任保険における事故の偶然性の立証責任」鹿児島経済論集第59巻第2号177頁参照。防御費用が認められていない代表的な賠償責任保険として、自賠責保険がある。加害者の防御費用を補償しないことで、被害者保護機能を強化しているものと考えられる。

⁵ 拙稿「弁護士賠償責任保険の被保険者である弁護士が自ら訴訟遂行した場合の弁護士費用の請求可否」鹿児島経済論集第61巻3号253頁参照。

本稿では、交通事故において、相談・助言を経て訴訟委任を受けた弁護士が、第一審で勝訴後、控訴審での審議を経て和解を行ったが、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）16条1項の請求に関し、その時効についての誤認識の結果、委任契約上の債務不履行に至り、それによる損害賠償額として自賠責賠償額支払相当の3000万円で和解を行い、同額について、弁護士賠償責任保険契約に基づく保険金請求訴訟を行ったものである。

本事案が自賠法・自賠責保険の問題に係る弁護士賠償責任保険の保険金請求の可否であり、自賠責保険の被害者保護にも大きく関わる問題であると考えられることから、考察を行うものである。

まずは、弁護士賠償責任保険の損害補償について、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為か否かが争われた最近の2つの裁判例について確認し⁶、そのうえで、交通事故の和解を代理した弁護士の委任契約上の債務不履行と弁護士賠償責任の事例（大阪高判平成26年11月7日事業再生と債権管理148号75頁）について考察したい。

2. 弁護士賠償責任保険の損害補償について、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為か否かが争われた最近の裁判例

(1) 東京地判平成31年1月22日金融・商事判例1572号42頁（免責。控訴後取り下げ）

【事案の概要】

本件は、弁護士賠償責任保険契約の被保険者である原告が、別件訴訟の確定判決において1470万円の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を命じられたことについて、弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して法律上の賠償責任を負担したものであり、保険約款所定の保険金支払事由に

⁶ 本稿で考察する事案における保険会社の控訴審での主張において、被保険者が故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為との主張が認められる。

当たると主張。これに対し、保険会社である被告は、保険金支払事由該当性について争うとともに、原告が負担した賠償責任は、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因するものであり、保険約款所定の免責事由にあたと主張。

裁判所は、原告の請求を棄却。すなわち、保険金支払事由該当性については認められるものの、原告のAに対する賠償責任は、以下の理由で保険約款所定の免責事由該当性、「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」に起因するものといわざるを得ないと判示した。

①弁護士特約条項3条1号の規定とは、他人に損害を与える蓋然性が高いことを認識して行った行為、および一般的な弁護士としての知識、経験を有する者が、他人に損害を与える蓋然性が高いことを当然に認識すべきである行為を指すものと解される。

②前提事実によれば、原告は、実際に価格決定手続きにおいてD社の代理人となっており、平成25年7月23日に売買価格が決定され、同決定が確定して、価格決定手続きが終了したことを当然認識していた。しかし、原告は、平成26年4月10日に至って初めて、既に価格決定手続きが終了し、本件株式の代価が支払われた旨をAに通知した。それまでの間、上記代価が本件各資金の弁済に充てられるように特段の措置を講じた形跡はうかがえず、原告は、本件約定に基づく義務を何ら履行していなかった。

③原告はEの犯罪行為によってEの策略に乗ってしまったために、損害を与える蓋然性が高いとの認識を持っていなかったと主張する。しかし、その犯罪行為とは、Eが本件株式の代価を費消したことを指すものと考えられるが、A及び原告は、正にそのような行為を防止し、本件各貸金の弁済の履行を確保するために、本件合意書を取り交わしたのであって、一般的な弁護士としての知識、経験を有する者であれば、原告が何らの措置もとらなければ、Eが本件株式の代価を費消し、Aが損害を被る蓋然性が高いことを当然に認識することができた。また、原告は、そのような状況下において、価格決定手続きの終了後も、Aに対する通知やEに対する助言・指導等の措置を何ら講

じなかつたのであるから、他人に損害を与えるべきことを予見しながら作為義務を怠つたものと評価せざるを得ない。

【コメント】

弁護士賠償責任保険は、弁護士の業務遂行に過失があり、依頼者等に経済的損害を与えた場合の法律上の賠償責任額をてん補するものである。本件において、当該弁護士が依頼者に対して、売買価格の決定と確定及び価格決定手続きの終了について認識すれば、直ちに通知を行う義務があるところ、その履行に遅滞があつたものであり、それによって依頼者に生じた損害と当該弁護士の不作為に相当因果関係が認められるから、当該弁護士は依頼者に対し、債務不履行責任を負うと考えられる。この結果、当該弁護士は依頼者に対し、損害賠償責任を負い、それによって生じた損害について、当該弁護士が加入する弁護士賠償責任保険に保険金として請求したものである。

この請求に対し、保険会社は、当該弁護士が負担した賠償責任は、故意または他人に損害を与えることを予見しながら行つた行為に起因するものであり、保険約款所定の免責事由にあたるとして支払いを拒否したものである。すなわち、同保険契約では、

①被保険者の故意によって生じた賠償責任（賠償責任保険普通保険約款4条1号）、

②被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行つた行為（不作為を含む。）に起因する賠償責任（弁護士特約条項3条1号）が保険金の支払対象から除外されている。

裁判所は、弁護士の上述した不作為について、一般的な弁護士としての知識、経験を有する者であれば、弁護士が何らの措置もとらなければ、当事者が本件株式の代価を費消し、一方の当事者が損害を被る蓋然性が高いことを当然に認識することができたものであるから、他人に損害を与えるべきことを予見しながら作為義務を怠つたものと評価せざるを得ないと判示したものである。

つまり、弁護士賠償責任保険における弁護士の業務上の過失については、本件のように不作為によるものがあると考えられるが、この不作為の内容によっては、弁護士が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った不作為か否かが問われ、それに該当する場合の賠償責任については、約款上免責に該当するというを示す事例であり、実務上参考となるものと考えられる。

(2) 東京地判平成28年1月27日判時2323号125頁(有責。控訴結果は不明)

【事案の概要】

本件は、弁護士である原告が、弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して、原告補助参加人から損害賠償請求訴訟を提起され、同訴訟において同参加人の一部請求のうち5000万円及び遅延損害金の請求が認容されて確定し、同判決の理由中で原告に1億円の損害賠償責任が認められたとして、原告が被保険者として加入していた弁護士賠償責任保険契約に基づき、保険者である被告に対し、上記1億円から免責金額300万円を控除した9700万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

被告である保険会社は、本件の請求が、本件免責特約条項である、「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」について免責される旨を定めているところ、原告は補助参加人らが、自らの出資金を回収できなくなるという損害を被ること又は少なくともその蓋然性が高いことを認識していたもので、原告の損害は本件保険によって補填されない、と主張。

これに対し、原告は、本件免責特約条項について、他人に損害を与えるべきことを予測し、かつこれを回避すべき手段があることを認識しつつ、回避すべき措置を講じないという消極的な意思作用に基づく行為を指すと解するとしても、原告が前記債権譲渡契約書等の作成を依頼されてこれに応じ、その調印に立ち会った行為とその時点の認識だけでは、自らの行為が参加人に損害が生じること又はその蓋然性が高いことを認識していたとは言えず、原告には、損害の予測又は結果回避手段の認識はない、と主張。

裁判所は以下の理由で、本件が別件損害賠償請求訴訟の1億円の貸金債権

のうち5000万円の一部請求であることから、5000万円の請求を認容した。

弁護士賠償責任保険契約の保険約款所定の免責条項に、「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」による賠償責任について定められており、その文言及び故意免責を定める条項との関係から、故意免責とは別個の行為を意味するものであり、他人に損害を与えるべきことを予測し、かつ、これを回避すべき手段があることを認識しつつ、回避すべき措置を講じないという消極的な意思作用に基づく行為を指すものと解される。そして、他人に損害を与えるべきことの予測とは、損害の発生を現実認識していた場合に限らず、損害を与える蓋然性が高いことを認識していることを含むものと解される。

そうすると事実によれば、原告が各書面の作成に関与するに際し、これが参加人に損害を与えるべきことを予測していたこと、すなわち、損害の発生又は損害を与える蓋然性が高いことを認識していたものとは認められず、かつこれを回避すべき手段があることを認識していたともみとめられないというべきである。

【コメント】

裁判所は、「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」について、故意免責とは別個の行為を意味し、他人に損害を与えるべきことの予測とは、損害の発生を現実認識していた場合に限らず、損害を与える蓋然性が高いことを認識していることを含むものと解されるとしたうえで、本件の事実認定として、当該弁護士が損害の発生又は損害を与える蓋然性が高いことを認識していたものとは認められず、かつこれを回避すべき手段があることを認識していたとも認められないというべきであるとして、損害の一部を認定したものである。

前掲の東京地判平成31年では、弁護士の不作為について、一般的な弁護士の知識、経験から、その認識可能性から判断を行ったものであるが、本件も弁護士の業務レベルに照らして、損害を与える蓋然性が高いことを認識して

いたか否かという観点から判断されたものであり、一部認容となったが、合理的な判断であると考えられ、実務上参考になるものと考えられる。

3. 交通事故の和解を代理した弁護士の委任契約上の債務不履行と 弁護士賠償責任保険契約に基づく保険金請求の可否 [大阪高判平成 26年11月7日事業再生と債権管理148号75頁]

(1) 事案の概要と経緯

[事案の概要]

本件は、弁護士法人であるXの代表弁護士A⁷が、交通事故の被害者Bの相続人E及びFから損害賠償請求訴訟を受任し、自賠法16条1項に基づいて、G自賠責保険会社に対する損害賠償額の請求（以下、「被害者請求」という）を前提として、加害者Dとの間で損害賠償金の一部（各150万円の分割払い）の支払いを条件として残債務の支払いを免除する裁判上の和解を成立させたところ、被害者請求の請求権が時効消滅していたため、XがE及びFに対し、自賠責の損害賠償相当額3000万円の支払いを条件として示談締結したことを保険事故として、Xが加入する弁護士賠償責任保険の保険者であるYに対し、同契約に基づく保険金3000万円及び遅延損害金の支払を求めたものである。

弁護士賠償責任保険は、弁護士職業危険特別約款1条により、賠償責任保険普通保険約款の規定にかかわらず、保険者が被保険者または業務の補助者による弁護士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払うものである。

第一審は、相続人の損害の確定を前提にXの請求を認容。Y控訴の控訴審は、同損害の確定を否定し、原判決を取り消し、請求を棄却したものである。

⁷ 「判決速報」事業再生と債権管理 No.148・76頁によれば、「AはXに在籍する弁護士で、Xの代表者である」とされる。

これに不服のXは、上告受理の申し立て中とのことである。

[事案の経緯]

①交通事故の発生と刑事事件

(i) 平成18年11月17日、B(16歳女子)は、C社の従業員であるDが運転する任意保険未加入の自動二輪車に衝突されて、頭蓋骨骨折等を伴う脳挫傷により平成19年1月3日に死亡(以下、「本件交通事故」という)。

(ii) Dは、平成19年10月25日、本件交通事故について、神戸地方裁判所伊丹支部に起訴され、平成20年3月31日、禁固1年6月執行猶予3年の判決が言い渡され、控訴するも同年7月18日大阪高裁は控訴棄却の判決を言い渡し判決が確定。

②A弁護士への委任

(i) Bの両親であるE(父)及びF(母)は、事故直後の平成18年11月頃から、弁護士のAに、D及びC社に対する損害賠償請求について、相談するようになった。Aは、平成19年4月頃、E及びFに自賠責保険の被害者請求の制度について説明し、Dが加入していた自賠責保険の保険者であるGから、被害者請求の請求書を取得した。しかし、Aは、E及びFと協議し、被害者請求は、Dの刑事裁判が決着するまで見合わせることにした。

(ii) E及びFは、平成21年11月13日、Aに委任して、D及びC社を被告として、神戸地裁伊丹支部に、E及びFそれぞれに対して被告らが連帯して5687万0083円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める損害賠償の訴えを提起した。神戸地裁伊丹支部は、平成22年11月30日、DがE及びFに対し、それぞれ3245万9058円(合計6491万8116円)及びこれに対する遅延損害金を支払えとの判決を言い渡したが、C社に対する請求は棄却した。

(iii) E及びFは、引き続きAに委任し、D及びC社に対し控訴。D及びC社は訴訟代理人弁護士に委任した。大阪高裁において、E及びFの訴訟代理人であるAは、D及びC社の訴訟代理人弁護士との間で、平成23年5月30日、次の内容の裁判上の和解をした。

〈1〉Dは、E及びFに対し、損害賠償債務として、それぞれ元金3245万9058円及びこれに対する遅延損害金の支払義務を認める。

〈2〉Dが、E及びFに対し、〈1〉の債務のうち、それぞれ150万円を、平成23年6月から平成33年5月まで毎月末日限り、毎月各1万円（7月と12月は2万5000円）ずつ支払う。

〈3〉Dが〈2〉の分割金の支払を怠り、その額が2万5000円に達したときは期限の利益を喪失し、Dは、E及びFに対し、〈1〉の金員から〈2〉の既払金を控除した残金を直ちに支払う。

〈4〉Dが、〈3〉により期限の利益を失うことなく〈2〉の分割金を支払ったときは、E及びFは、Dに対し、〈1〉のその余の支払義務を免除する。

〈5〉E及びFは、Dに対するその余の請求をいずれも放棄する。

〈6〉E及びFとDは、E及びFとDとの間に、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

③E及びFの自賠償への被害者請求

(i) ①平成21年1月4日、本件交通事故についての自賠償の被害者請求権の消滅時効が完成した⁸。この当時、自賠法19条（平成20年法第57号による改正前）では、被害者請求権は2年で消滅時効が完成。ただし、弁護士のAはこのことを認識していなかった。

(ii) Aは、E及びFの委任を受け、平成24年2月2日、Gに対し、自賠償の被害者請求をしたが、Gは、同月7日、自賠償の請求書の提出がないまま、事故日及び死亡日から2年を経過したため消滅時効が完成しており自賠償の損害賠償額の支払が不可と回答した。

④E及びFのA弁護士への請求

(i) E及びFは、Aに対し、平成24年5月5日、委任契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求を行った。この請求は、E及びFは、本件和解をす

⁸ 当時の自賠償における、死亡による損害の時効は、「死亡日の翌日から起算して2年」であった。

る際に、別途、Dの使用者であるC社から300万円を超える部分の損害の賠償を受けることができること、それが認められないとしても少なくとも別途D加入の自賠償分3000万円の回収ができることを当然の前提としていたこと、本件和解をすることにより自賠償分の回収ができなくなる可能性についてAから説明がなかったこと、この説明があれば本件和解に応じることはなかったことなどから、本件和解をしたことにより、E及びFが被った損害3000万円の損害賠償請求をするという内容のものであった。

(ii) Eは、平成24年8月16日死亡し、その財産等をFとH（E及びFの長男）が相続した。よって、Aに対する損害賠償請求権は、Fが2250万円、Hが750万円を取得した。

(iii) F及びHとAは、平成25年5月9日、F及びHが被った損害について、Aが、Fに対し2250万円、Hに対し750万円の支払義務があることを確認し、示談書締結後遅滞なく支払う旨の示談（本件示談）をした。

⑤XのYへの請求

Xは、上記示談額3000万円の支払いを弁護士賠償責任保険の保険事故として、同契約に基づき、Yに保険金支払いを請求。これに対し、Yは自己が負担すべき損害賠償責任額が確定していないことを理由に支払拒否。これを受けてXが大阪地裁に保険金請求訴訟を提起したものである。

(2) 両審における主たる争点に対する判断

本件における主な争点は、「損害額の確定」であり、両審の判断に関して記載する。

①第一審

(i) 賠償責任保険における被保険者の保険金請求権は、保険事故の発生と同時に損害賠償額の確定を停止条件とする債権として発生し、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償額が確定したときに、その条件が成就して保険金請求権の内容が確定し、同時にこれを行行使することができるものと解する。

(ii) そこで、本件について検討するに、前記争いのない事実等のおり、本件保険契約では、約款第18条(保険金請求の手續)で、保険者に対する保険金請求権は、第2条1項1号の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものと定めている。

そして、前記のおり、被保険者であるAが損害賠償請求権者であるF及びHとの間で、平成25年5月9日、F及びHが被った損害について、Aが、Fに対し2250万円、Hに対し750万円の支払義務があることを確認し、これを支払う旨の示談書という書面による合意をしていることが認められるから、同日、被保険者である原告が保険者である被告に対し、保険金請求権を行使することができるものと解する。

(iii) これに対し、被告は、〈1〉本件示談する基となった本件和解は錯誤により無効であること、〈2〉F及びHがDとの間で別途交渉を行う余地があること、〈3〉本件和解を前提としても、Dが期限の利益を失った場合、本件和解を債務名義としてDの保険金請求権を差し押さえる可能性があることからして、損害が確定していないと主張するので順次検討する。

〈1〉について

本件和解は、第一審でDがE及びFに各3245万9058円及び遅延損害金を支払えとの判決言渡しがされた後の控訴審において、Dが第一審で認容された債務の存在を認めて、その一部である300万円を支払えば、E及びFが残額の支払義務を免除するという内容のものであって、E、F及びAにおいて、Dの資力が十分でないこと、C社との訴訟で勝訴する可能性があること、被害者請求により自賠責保険3000万円を取得できることを考慮して譲歩したため成立したものと解される(甲8号証のE及びFのA宛請求書でもそのことを述べている)。そうすると、E及びFは、被害者請求により自賠責保険の3000万円を得られるという前提で本件和解をしたが、被害者請求は消滅時効

により行使することができない状態であったのであるから、動機の錯誤があったことになる。

しかしながら、本件和解の他方当事者であるDにおいて、E及びFが被害者請求により自賠責保険で3000万円を得られることを前提としていたとまで認めるに足る証拠はなく、黙示の表示があったとまで認めることはできない。しかも、本件和解は、控訴審において、双方訴訟代理人弁護士が委任を受けて成立した裁判上の和解であることを考慮すると、錯誤により無効であると認めることはできない。よって、本件和解が錯誤により無効であるという前提での被告の主張は理由がない。

〈2〉について

F及びHがDとの間で別途交渉を行う余地があることは否定できないものの、Dとしてみれば、本件和解に従って分割金を支払い、その支払分について自賠責保険の請求をすることも可能であって、訴訟上の和解である本件和解を反故にしてそれより多い債務名義を認めるものとは考え難く、Dが新たな和解に応じる可能性は少ないものと言わざるを得ない。よって、この被告の主張も理由がない。

〈3〉について

確かに、本件和解の内容は、前記のとおりであり、Dが分割金の支払を怠った場合に期限の利益を失い、第一審判決どおり、あるいはこれに近い額の支払義務を負うこともあり得るのであって、そういう意味では本件和解によりE及びFが取得する額は確定しているとはいえないし、本件和解による債務名義により、Dの保険金請求権を差し押さえることができる場合もある。

しかしながら、それでは分割金の支払期限である平成33年5月まで、損害が確定しない場合があることとなるが、Dの保険金請求権についても消滅時効が存するものであるから、同期限まで損害が確定しないということは相当ではないし、E及びFとしては、本件和解に当たり、Aが、自賠責保険の被害者請求の消滅時効を認識せず、本件和解に至った行為を債務不履行であるとして損害賠償請求をし、自賠責保険で得られるはずであった3000万円を損

害として請求したものであって、その意味では、E及びFとAとの間では、本件示談により損害額は確定していると解することが相当である。よって、この被告の主張も理由がない。

〈4〉以上によれば、損害額は、本件示談により3000万円で確定しているものと認めることができる。

②控訴審

(i) 本件保険契約の性質や保険金の支払の要件に関する規定からすると、本件保険契約に基づく被控訴人の控訴人に対する保険金請求権は、保険事故の発生と同時に被保険者と損害賠償請求権者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする債権として発生し、被保険者が負担する損害賠償額が確定したときにその条件が成就して保険金請求権の内容が確定し、同時にこれを行行使することができるものと解される(自賠責保険に関する最高裁昭和57年9月28日第三小法廷判決・民集36巻8号1652頁参照⁹⁾。

⁹ 「上告代理人田中登の上告理由について：原審が適法に確定したところによれば、本件普通保険約款第四章一七条には、被保険者の保険者に対する保険金請求権は、損害賠償責任の額について被保険者(加害者)と損害賠償請求権者(被害者)との間で判決が確定したとき又は裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときに発生し、これを行行使することができる」と規定されていることは、所論のとおりであるが、右規定及び本件保険契約の性質に鑑みれば、右保険約款に基づく被保険者の保険金請求権は、保険事故の発生と同時に被保険者と損害賠償請求権者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする債権として発生し、被保険者が負担する損害賠償額が確定したときに右条件が成就して右保険金請求権の内容が確定し、同時にこれを行行使することができることになるものと解するのが相当である。そして、本件におけるごとく、損害賠償請求権者が、同一訴訟手続で、被保険者に対する損害賠償請求と保険会社に対する被保険者の保険金請求権の代位行使による請求(以下「保険金請求」という。)とを併せて訴求し、同一の裁判所において併合審判されている場合には、被保険者が負担する損害賠償額が確定するというまさにそのことによって右停止条件が成就することになるのであるから、裁判所は、損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求を認容するとともに、認容する右損害賠償額に基づき損害賠償請求権者の保険会社に対する保険金請求は、予めその請求をする必要のある場合として、これを認容することができるものと解するのが相当である」と判示。

(ii) これを本件についてみると、前記前提事実のとおり、本件和解は、
〈1〉DがE及びFに対し損害賠償債務としてそれぞれ3245万9058円及び
遅延損害金の支払義務があることを認めること、

〈2〉DがE及びFに対し平成23年6月から平成33年5月まで毎月末日限
り上記〈1〉の債務のうちそれぞれ150万円を、1万円（7月と12月は2万
5000円）ずつ分割して支払うこと、

〈3〉Dが上記〈2〉の支払を怠ったときは期限の利益を喪失すること、
〈4〉Dが上記〈2〉の分割金を期限の利益を喪失することなく支払った
ときは、E及びFがDに対して上記〈1〉のその余の支払義務を免除するこ
とを内容とするものである。

Dが上記分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失した場合、E及びFは、
Dに対する上記〈1〉の損害賠償請求権を執行債権として、Dの保険金請求
権（加害者請求権）に対する強制執行を申し立てることにより、自賠責保険
の保険金3000万円の支払を受けることができる（最高裁昭和56年3月24日第
三小法廷判決・民集35巻2号271頁参照。なお、Dの保険金請求権の消滅時
効は、Dが損害賠償金の支払をした時から3年間である（自賠法15条、保険
法95条）から、Dが損害賠償債務を履行するよりも前にDの保険金請求権が
消滅時効にかかることはない）。これらによると、A弁護士がE及びFから
受任した法律事務に起因して被控訴人が法律上の賠償責任を負担すること
により被った損害賠償額は未だ確定していないというべきである。

(iii) この点について、被控訴人は、E及びFはAの義務違反により自賠
責保険の被害者請求権を行使して速やかに3000万円の支払を受けることが
できなくなったから、被控訴人はE及びFに対して3000万円の損害賠償義務を
負う。このような状況において本件示談が成立したのであるから、被控訴人
のE及びFに対する賠償責任の内容は確定し、被控訴人が賠償責任を負担す
ることによって被る損害も確定したと主張する。

しかし、A弁護士が本件和解をしたため、E及びFが自賠責保険の被害者
請求権を行使して速やかに自賠責保険の保険金3000万円の支払を受けること

ができないという不利益を被ったとしても、上記(ii)で判断したとおり、Dが本件和解に基づく分割金の支払を怠り、期限の利益を失った場合には、E及びFはDの保険金請求権に対する強制執行の申立てをすることにより自賠責保険の保険金3000万円の支払を受けることができるから、現時点において、E及びFが自賠責保険の保険金3000万円の支払を受けられないことは未だ確定していない。そうである以上、A弁護士がE及びFとの間で本件示談を行い、遅滞なく示談金を支払う旨を書面で合意したからといって、被控訴人がE及びFに対して負担する損害賠償額が確定したと解することはできない。

また、以上のように解すると、E及びFは、本件和解の分割金支払の終期である平成33年まで保険金を受領することはできないこととなるが、保険事故(本件和解を成立させたこと)の本件和解の内容がすでに認定したようなものである以上、やむを得ないものというべきである。

(iv) 被控訴人は、〈1〉被控訴人がE及びFに対して損害賠償金3000万円を支払った場合、損害賠償による代位(民法422条)に基づきE及びFのDに対する損害賠償請求権を代位取得する、〈2〉控訴人が被控訴人に対して保険金を支払い、被控訴人がE及びFに対して損害賠償金を支払った場合、被控訴人が損害賠償による代位(民法422条)により取得したE及びFのDに対する損害賠償請求権は保険による請求権代位(保険法25条1項)の対象になる、〈3〉したがって、Dが本件和解に基づく債務の履行を怠った場合には、控訴人は、代位取得したDに対する損害賠償請求権に基づき、Dの保険金請求権を差し押さえることができるから、E及びFに二重の利得が生じる余地はなく、控訴人が被控訴人に対して保険金を支払っても何ら不都合はないと主張する。

しかし、控訴人が被控訴人に対して保険金を支払った場合に保険による請求権代位(保険法25条1項)が成立するため、E及びFが二重の利得を得る余地がないかどうかは、被控訴人がE及びFに対して負担する損害賠償額が確定したかどうかを左右するものではない。なお、被控訴人がE及びFに対して損害賠償金を支払ったとしても、すでに述べたとおり、E及びFに損害

が発生したかどうかは確定していない（Dが期限の利益を喪失すれば、損害は発生していないことになる）から、民法422条の代位は、その要件を欠くものというべきである（最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決・民集55卷6号1380頁参照）。したがって、被控訴人がE及びFに損害賠償金を支払った場合に、民法422条に基づき、被控訴人がE及びFのDに対する損害賠償債権を取得し、これが保険の請求権代位（保険法25条1項）によって控訴人に移転する旨の被控訴人の主張を採用することはできない。

（v）以上によると、現時点において、本件保険契約の被保険者である被控訴人が負担する損害賠償額は未だ確定していないから、被控訴人の控訴人に対する保険金請求権は、これを行使することができないというべきである。

（3）潮見佳男教授の見解

本件に対するの評釈¹⁰において、E及びFのA弁護士との委任契約においては、いずれの当事者もDとの間で和解するにあたって、

①E及びFはGから3000万円の自賠責保険金¹¹を取得することのできる地位を失わないこと、

②E及びFは和解契約の後に、Dによる和解内容の遵守いかんにかかわらず、Gから3000万円の自賠責保険金または、それに相当する額を確実に取得することができることを基礎に据えていたこと、

③いいかえれば、Dが和解の内容を平成33年5月まで誠実に履行した場合でも、E及びFがGから3000万円の自賠責保険金またはそれに相当する額を確実に取得することができることを基礎に据えていたこと。

④したがって、E及びFは、平成33年5月を待つことなく、Gから3000万

¹⁰ 潮見佳男「交通事故の和解を代理した弁護士の委任契約上の債務不履行と弁護士賠償責任保険契約に基づく保険金請求の可否（大阪高判平26.11.7）」事業再生と債権管理 No.148・68-74頁参照。

¹¹ 自賠責保険金請求は、自賠法15条に基づくものであり、自賠法16条1項では、損害賠償額の支払請求ということになる。

円の自賠責保険金またはそれに相当する額を確実に取得できることをうかがうことができる、

とし、上記①～④こそが、和解に臨むにあたって、本件における委任契約の内容であり、本件和解をした結果がこれと異なるのであるならば、A弁護士には委任契約上の債務の不履行があったと評価することができるものである、としている。

そのうえで、ここでの損害賠償責任の額として考えられるものは、

⑤本件和解をすることによって、E及びFが3000万円の自賠責保険金をGから取得することが「現時点において」できなくなったということに結びつけられた損害額である。

⑥月額1万円¹²（7月と12月は25000円）の支払という和解内容、本件和解後のDによる和解内容の遵守の態様、現在および将来におけるDの資産状況、和解内容の遵守に向けたDの家族等の支援体制等を考慮にいったとき、Dが和解の内容を平成33年5月まで誠実に履行することができる蓋然性が高いときには、本件では、本来であれば現時点で得ることができた利益を得る機会が将来に先送りされたという意味での損害にとどまらず、3000万円の自賠責保険金をGから取得できる地位を、E及びFが本件和解の時点で既に確定的に喪失したとみることができる。この場合には、3000万円の自賠責保険金をGから取得できる地位を本件和解によりE及びFが確定的に喪失させたことが、委任契約上の債務不履行であり、この地位の喪失、したがってまたこれに相当する額である3000万円がA弁護士が負担すべき損害賠償の「額」であるということになる、としている。

(4) 考察

筆者は、潮見教授が指摘するように、A弁護士の業務の遂行上の真の過失に起因して発生した不測の事故については、A弁護士が法律上の賠償責任を

¹² 和解条件は各1万円であるから、2万円ということになる。

負担することによって被ったとする自賠法16条1項による損害賠償額支払相当の3000万円を損害とみなし、弁護士賠償責任保険金が支払われるべきものというのは、自賠法15条による保険金額3000万円の請求の問題が残っており、直ちに承諾し難い。

また、本件の事実関係において、現資料のみにおいて疑問とすべき点が多々あり、真実のところは、推定の域をはず、甚だ、不本意ではあるものの、現資料から浮かんだ疑問点に対して考察を行うこととしたい。

[疑問点]

① A 弁護士の自賠責被害者請求の不作为について

A 弁護士は、平成19年4月頃、E及びFに自賠責保険の被害者請求の制度について説明し、D加入の自賠責保険会社Gから、請求書類を取得したものの、E及びFと協議し、被害者請求は、Dの刑事裁判が決着するまで見合わせることにした。Dは、平成20年7月18日に、大阪高裁にて控訴棄却の判決が言い渡され、地裁判決の「禁固1年6月執行猶予3年」の判決が確定しており、この時点で、自賠責保険に被害者請求していれば、死亡日（昭和19年1月3日）の翌日より2年の時効にかからなかったが、何故、Gに被害者請求をしなかったのか。

この点、A 弁護士は、Dの刑事事件が確定した後、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して共済金（死亡見舞金）1400万円を請求しており、保険金請求に精通しているものと考えられる。一方、最初に自賠責保険に対する請求を考慮しておきながら、自賠責に対して被害者請求を行わなかったのは、A 弁護士がDの責任が明確であり、その使用者の責任も追及可能と考えていたからではないだろうか。

すなわち、その結果、自賠責保険に対する被害者請求を訴外で行い、3000万円の損害賠償額の支払いを受けた場合、損害賠償請求訴訟における訴額が低くなり、そのことで弁護士報酬が低額化することを忌避したためということなのではないか疑問が生じる。

②A弁護士の自賠法16条1項の請求権の時効不承知について

E及びFは、平成21年11月13日、A弁護士に委任して、D及びC社を被告として、神戸地裁伊丹支部に、E及びFそれぞれに対して被告らが連帯して5687万0083円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める損害賠償の訴えを提起した。この時、自賠責保険の被害者請求権が既に平成21年1月4日に時効消滅しており、この点A弁護士は、自賠責保険の被害者請求権の時効について不承知であったとしているが、それは事実であろうか。

すなわち、①で考察したように、E及びFからみれば、自賠責保険に被害者請求し、3000万円の損害賠償額の支払いをGから受けて、残額の請求を起こした方が弁護士費用は低額で済むことから、A弁護士は自己の弁護士報酬について、自賠責保険の請求により変動することを承知していたはずであり、単純に、「平成21年1月4日、本件交通事故についての自賠責の被害者請求権の消滅時効が2年で完成したが、当時、A弁護士はこのことを認識していなかった」というのは俄かに信じがたいところである。

つまり、時効が2年とは知らなかったとしても、少なくともそれを3年とは考えつくであろうし、訴訟提起によって自賠責保険の被害者請求権が時効中断するのか否かは明白とは言えないものであるから、少なくともその時点で時効について確認できた可能性が高いのでないだろうか。

③Yの控訴審におけるA弁護士の故意性の主張について

Yは控訴審において、次のように主張している。

(i) 本件保険契約では、(a)被保険者の故意によって生じた賠償責任(賠償責任保険普通保険約款4条1号)、(b)被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含む。)に起因する賠償責任(弁護士特約条項3条1号)が保険金の支払対象から除外されている。

(ii) A弁護士は、自賠責保険の被害者請求権が時効消滅していることを認識した上で、Dとの間で債務免除を内容とする本件和解を成立させ、債務免除相当額の債権が回収不能となる状況を作出したのであるから、本件和解

は、「被保険者の故意によって生じた賠償責任」又は「被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為（不作為を含む。）に起因する賠償責任」に該当するのではないか。

(i) について

A 弁護士は、D の使用者である C 社から 300 万円を超える部分の損害の賠償を受けることができると考えていたのであろうか。D が起こした交通事故の詳細は不明であるが、使用者が第一審から被告とされていることから、使用者責任（民法 715 条）をもとに請求を行った可能性が認められる。第一審では、C 社に対する請求棄却の判決がでていることから、事故は D の C 社の通退勤途上の事故であったと推定されるものであり、これが控訴審において、原審の判断を覆すことができたかは不明であり、和解後、控訴審においても結局、請求棄却になっている。

何故、控訴審の結審後に、C 社に対する判決をまずに、先行して D と和解を行ったのか極めて不可解である。逆説的にみれば、A 弁護士は、① C 社の使用者責任等の責任追及は困難、② 自賠償保険の被害者請求権は消滅時効が成立しているとの認識にあり、これは、少なくとも、弁護士報酬を高額に取得するために、故意に被害者請求をしなかったことが招いた結果であるから、被害者請求権の時効を承知していなかったことにして、弁護士の過失として、弁護士賠償責任保険に F 及び H に与えた損害として、責任を認め、保険金請求したと考えるのが合理的なのではないだろうか。

A 弁護士は、7 名の弁護士を擁する弁護士法人の代表であり、D が刑事責任を確定した後、A 弁護士は、前述のように独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して共済金（死亡見舞金）1400 万円を請求していることから、保険金請求には精通しているものと考えられる。したがって、自賠償保険の被害者請求は行わないことは、弁護士報酬との兼ね合いから故意に請求をしなかったと考えるのが合理的であり、また、結果を踏まえ、弁護士賠償責任保険の利用を考えた可能性が認められる。

すなわち、A弁護士はDの刑事事件が確定した後、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して共済金(死亡見舞金)1400万円を請求したが、自賠責保険の被害者請求は行っていないこと、A弁護士は本件交通事故直後の平成19年4月頃に自賠責保険の被害者請求の書類を受領したこと、A弁護士は前件訴訟の提起時に自賠責保険の被害者請求権の消滅時効を中断するための手続をしなかったことからすると、A弁護士は自賠責保険の被害者請求権が時効消滅していることを認識した上で前件訴訟を提起した可能性が認められる。

また、自賠責被害者請求により損害賠償額の3000万円の回収ができることを当然の前提としていれば、和解調書に記載するはずである。それを記載しなかったのは、相手弁護士から被害者請求権が時効消滅していることを指摘される可能性が高く、そのような和解内容とすることができなかつたと考えるのが合理的であろう。その結果、自賠責3000万円の回収が当然の前提というのは説得性が低いのではないだろうか。

(ii) について

本件和解をしてもしなくても自賠責の被害者請求権は時効消滅しており、和解をすることとは別の問題である。これは、単にA弁護士から自賠責の被害者請求権が時効消滅しているとの説明がなかったということにすぎないものである。和解をする際に、自賠責の被害者請求権が消滅していると説明した場合には、確かに和解をしなかった可能性は高いと考えられるが、本件和解をしたことにより、E及びFが被った損害が直ちに3000万円の損害といえるのかが問題である。

すなわち、和解内容には、Dが分割金の支払いを怠り、期限の利益を喪失した場合には、約6500万円(遅延損害金は別途)の債権を確保することになり、和解前の状態になるからであり、自賠責の3000万円の損害は確定しているとは言えないからである。

④E及びFのA弁護士に対する債務不履行に基づく損害賠償請求について

E及びFは、A弁護士に対し、平成24年5月5日、委任契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。この請求は、E及びFは、本件和解をする際に、別途、

(i) Dの使用者であるC社から300万円を超える部分の損害の賠償を受けられることができること、

(ii) それ認められなくても少なくとも別途D加入の自賠責分3000万円の回収ができることを当然の前提としていたこと、

(iii) 本件和解をすることにより自賠責分の回収ができなくなる可能性についてA弁護士から説明がなかったこと、

(iv) この説明があれば本件和解に応じることはなかったことなどから、本件和解をしたことにより、E及びFが被った損害3000万円の損害賠償請求をする、

という内容のものであったが、その主張は疑問である。

(i) について

Dの使用者から賠償が見込めるのであれば、判決を待てばよいのであって、それ以前に和解することの合理性が乏しく、不自然であろう。

(ii) について

自賠責の被害者請求権は、既に時効消滅しており、前述したようにA弁護士がそのことを承知していなかった可能性は低く、和解調書にも明示されていないことから、当然の前提との説明には説得力が低い。

(iii) について

自賠責の被害者請求権は時効であるから、加害者請求権の行使に期待するか、自賠責保険金請求権の転付命令の申請が考えられるが、A弁護士よりその説明がなかったのは事実であった可能性が高い。A弁護士が承知していれば、判決を待たずに和解することに合理性が乏しい。

(iv) について

(iii) により、機会喪失による損害の発生の可能性が認められるが、3000

万円の損害額は前述のように未確定であり、それを直ちに損害とするのは困難ではないだろうか。

⑤第一審におけるYの主張、「F及びHがDとの間で別途交渉を行う余地があること」について

第一審は、「F及びHがDとの間で別途交渉を行う余地があることは否定できないものの、Dとしてみれば、本件和解に従って分割金を支払い、その支払分について自賠償保険の請求をすることも可能であって、訴訟上の和解である本件和解を反故にしてそれより多い債務名義を認めるものとは考え難く、Dが新たな和解に応じる可能性は少ないものと言わざるを得ない。よって、この被告の主張も理由がない」とするが、説得性が低い。

Dは、元金約6500万円の債務を認め、そのうち、毎月2万円（7月と12月は5万円）の分割払いで合計300万円を支払えば、それ以外は免除するとの和解であり、実質的負担は300万円である。ただし、Dによる自賠償保険金請求は排除されていない。

これに対し、別途交渉するとすれば、実質的負担金をゼロとする方法、すなわち、DがF及びHに対し、3000万円支払うとの和解をすれば、Dは和解額を自賠償保険金として請求すれば、全額回収可能であり、交渉の余地は十分あると考えられる¹³。もっとも、一旦、Dによる3000万円の現金支払いが必要となるが、A弁護士が代表を務めるX弁護士法人において、金融機関との連携など、何らかの対応が可能なのではないだろうか。

⑥和解は弁護士同志であることについて

仮に、C社に賠償責任が認められた場合、約6500万円の元金と遅延損害金

¹³ 山野喜朗「自賠償保険金請求権の被転付適格」交通事故判例百選（別冊ジュリストNo.152）190頁参照。山野は加茂紀久雄・最判解民事篇昭和56年度164頁を引用して、被害者との協議により被害者のために一応弁済があったこととして保険金を請求しつつ、これを被害者に取得させることも可能とするが、適正とは言い難い。

が判決される。この場合、C社がDに対して求償し、Dは求償額のうち3000万円は自賠責保険に請求が可能となる¹⁴。しかし、訴訟代理人が関与しており、A弁護士はC社の責任は問われないと考えたのではないか。

最判昭和56年3月24日民集35巻2号271頁¹⁵は、「自賠責保険契約に基づく被保険者の保険金請求権は、被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権であるが、自賠法三条所定の損害賠償請求権を執行債権として右損害賠償義務の履行によって発生すべき被保険者の自賠責保険金請求権につき転付命令が申請された場合には、転付命令が有効に発せられて執行債権の弁済の効果が生ずるというまさにそのことによって右停止条件が成就するのであるから、右保険金請求権を券面額ある債権として取り扱い、その被転付適格を肯定すべきものと解するのを相当とする」と判示。

自賠法16条1項の請求権が時効となった場合、例外的に被害者が転付命令を取得すれば、自賠法15条の請求権を差し押さえできるものであり、これを控訴審では、損害額の未確定の主な理由としている。

そうすると、高裁判決を得てから、C社が有責であれば、判決額を獲得できる可能性があり、無責であっても、Dが有責であることが明白であるから、その時点で、Dに対する転付命令を申請すれば良かったのではないか。何故、高裁の判決を待たず、Dと単独で和解する必要があったのか。

A弁護士が、この手法を理解していなかった可能性があり、そのことが本来的には弁護士の業務上の過失にあたるのではないだろうか。

¹⁴ 事実関係が不明であるが、C社が運行供用者であればG保険会社に対し自賠責保険金の請求もあり得る。

¹⁵ 椎木緑司「自賠責保険金請求権の被転付適格」新交通事故判例百選（別冊ジュリストNo.94）164頁、田辺康平「被保険者の保険金請求権と被転付適格性」損害保険判例百選（別冊ジュリストNo.138）106頁、山野・前掲注13・190頁、佐瀬裕史「被保険者の保険金請求権と被転付適格性」保険法判例百選（別冊ジュリストNo.202）66頁、向井宣人「自賠責保険金請求権の被転付適格」交通事故判例百選【第5版】（別冊ジュリストNo.233）190頁。

⑦結論

上記の疑問に対する考察を通じて、A弁護士は、弁護士報酬を高額に獲得するために、故意に自賠償の被害者請求を行わず、自賠償を含めた賠償額の獲得を目論んだ可能性が排除されないのではないだろうか。

そうだとすれば、故意に自賠償保険の被害者請求をしなかったということになり、その場合は、「被保険者の故意によって生じた賠償責任」という解釈が可能になると考えられるが、事実関係について現状の資料のもとでは限界があり、推論にとどめることとしたい。

ただし、A弁護士は、最判昭和56年3月24日民集35巻2号271頁の自賠償保険金請求権につき転付命令が申請された場合の取扱いについて承知していなかった可能性が認められ、本来的には、むしろそのことが弁護士の業務上の過失であったということになるのではないだろうか。

4. おわりに

対人賠償保険・共済の無保険・共済率は、2018年3月末で、11.8%であり¹⁶、加害者側が無保険・共済であっても、被害者側で有責となる人身傷害保険・共済の加入があれば¹⁷、それでカバーされることを考慮すれば、本件死亡交通事故の様な事例は稀であると考えられるが、筆者もこのような事例に対する相談を経験したこともあり、まったく存在しないものでもない。

自賠償の被害者請求権は法改正¹⁸により、時効が3年になっているが、加害者が任意保険未加入のケースでは、被害者はまずは自賠償に対し、被害者請求権を行使することを考える必要がある。この自賠償の被害者請求は、必ずしも専門性が必要というものではなく、被害者側で容易に請求が可能であることからすれば、弁護士が受任する場合、損害賠償額について自賠償部分

¹⁶ 【2019年度（2018年度統計）自動車保険の概況】（損害保険料率算出機構、2020年4月）143頁参照。対人賠償保険の加入率は74.8%、対人賠償共済の加入率は13.8%とされる。

¹⁷ 人身傷害保険・共済の加入率は、対人賠償保険・共済の加入率を5%程度下回る。

¹⁸ 平成22年4月1日付自賠法改正。

を含めて算入した額に対してそのまま弁護士報酬を算定すべきではないと考えられる。

すなわち、本件では、自賠責保険の被害者請求権の時効を迎えたのは、弁護士報酬の請求額との関係性があったのではないかと推察されるが、被害者保護の観点から、弁護士はその報酬の算定に当たり、自賠責認容額を損害賠償額から控除して算定すべきではないかと考えられる。また、本件のように被害者請求権が時効を迎えないように、債権確保の観点からも時効中断の手続きに留意する必要性が認められる。

万一、被害請求権の時効を迎えたとしても、最判昭和56年3月24日民集35巻2号271頁は、自賠責保険金請求権につき転付命令が申請された場合の取扱いについて判示しており、そのような対応を行うことで、被害者救済が実現できることを改めて認識されるべきであろう¹⁹。

(筆者は、鹿児島国際大学経済学部准教授)

¹⁹ 全国弁護士協同組合連合会編『弁護士賠償責任保険の解説と事例【第6集】』（全弁協、2020年）85頁参照。同書において、「被害者請求権の時効消滅」の事例を紹介しているが、コメント欄において、「被害者請求権の時効管理の徹底が第一であることはいうまでもないが、万一時効が完成したとしても上記のような損害回復の手段（加害者に対する損害賠償請求権に基づく強制執行において加害者請求権につき転付命令を受けることにより、加害者の自賠責保険から回収できることになる）があることは押さえておくべきであろう」としている。